



【第 127 回】2017 年 1 月 7 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

Uber 運転手の税や社会保険は？追いつかない現行制度



新たなビジネス形態 「ギグ・エコノミー」とは

お正月の新聞各紙が特集でこぞって取り上げていた話題に、シェアリングエコノミーがある。宿泊施設を仲介するエアビーアンドビー（以下、Airbnb）がその代表例だが、配車サービスのウーバー（以下、Uber）など世界的にサービスが拡大している。

このようなシェアリングエコノミーは、新たなビジネスモデルで、われわれの経済行動に大きな変化や影響をもたらす。新たなビジネスの開拓であると同時に既存の業態への挑戦でもあり、そのメリット、デメリットを含めて、規制の在り方などが議論されている。

シェアリングエコノミーを象徴する経済用語に、「ギグ・エコノミー」(gig economy)という言葉が使われる。これは、「インターネットを通じて単発の仕事を受発注する非正規労働によって成り立つ経済形態のこと」([投資用語集](#)より)と定義されている。

ここでは、配車サービスの Uber を取り上げ、わが国の働き方改革との関係や、税金、社会保険の問題を考えてみたい。

筆者の最大関心事は、Uber で働く「非正規労働」者、つまり、Uber と契約して運転手として働く人の税金や社会保険料負担である。現行の税制と社会保険料が、この「ギグ・エコノミー」に追いついていないという問題意識である。

実はこの問題は、すでに英国で財務大臣などが取り上げる大きな問題となっている。彼らの認識を、英国政府の文書から見てみよう。

この文書は、財務省の一部局で、英国の税システム簡素化を担う Office of Tax Simplification が、OTS Gig Economy Focus Paper として公表したもので、[ここ](#)から入手できる。

■ 税収や社会保険料の脱漏につながる可能性

文書は「ギグ・エコノミー」における税の問題として、具体的に以下の点を指摘している(筆者要約)。

“そもそも Uber の運転手は、Uber に雇用されている雇用者なのか、それとも自営業者なのか。

仮に自営業者とすると、ロンドンですでに 3 万人が Uber の下で働いており、彼らの所得情報をどうやって税当局は集めることができるのか。

Uber は、その契約する運転手の所得情報を税当局に通知すべきではないか。

いずれにしてもそれは税当局の徴税コストを飛躍的に高めることになるだけでなく、公平な課税ができるのだろうかという問題に発展していく。

Uber は、単にインターネットを通じて車を探す人と運転手との仲介をするプラットフォームを提供するだけの役割なのか、それとも多くの運転手に仕事を与え対価を支払う事業者なのか。実態からみると後者ではないか。

そもそも Uber のプラットフォームは、英国に置く必要はなく、タックスヘイブンなどに置くことにより法人税を回避することは容易に可能となる(筆者注: 実際、欧州の Uber の本部はオランダにあるともいわれている)。

消費税 (VAT) についても多くの問題がある。法人 (会社) がタクシーを経営する場合、顧客が代金支払いの際に VAT を負担しそれをタクシー会社が納税する義務を負っているが、Uber の場合は誰も負担していないのではないかと。これは税収の脱漏につながる。

さらに、Uber の運転手の社会保険料は運転手自身が負担しており、本来事業主として半分負担すべき Uber は負担していないのではないかと (筆者注: とりわけ税と社会保険料を一体的に把握している英国としてはこの問題は重要)。

これらのことは、Uber と一般の事業者との間の競争条件に大きな影響を与えている。ひいては、税収や社会保険料の脱漏につながっているのではないかと。”

**議論は規制の在り方から
税や社会保険料の問題に**

以上のように、「ギグ・エコノミー」の発達は、「雇用者であり自営業者である」という新たな事業形態を生じさせ、様々な問題を引き起こしているというのが英国の問題意識である。財務大臣は、「雇用慣行の変化に税制がついていない」と懸念を指摘し、メイ首相の諮問委員会も報告書を出すなど具体的な検討を開始している。

Uber の運転手は、自営業者か雇用者なのか、プラットフォームを提供する Uber の税のポジションはどうなのか（負担軽減のためのスキームではないのか）などは、シェアリングエコノミーの拡大の中で、わが国にも波及する大きな問題である。



【筆者よりお知らせ】昨年末、日本実業出版社から、「税と社会保障でニッポンをどう再生するか」という書籍を AT カーニーの梅澤高明さん、一橋大学の佐藤主光さん、慶應義塾大学の土居丈朗さんとの共著で出しました。AI 時代に税制をどう考えるかという問題も議論していますので、ぜひご参照ください

Uber や Airbnb などについてわが国では、規制の在り方が議論の中心だが、いずれ税や社会保険料の問題に発展していくことは目に見えている。

働き方改革の中で、正規・非正規の問題が取り上げられ、同一労働・同一賃金が大きな政策課題となっている。またその一環として、副業解禁が叫ばれるなど、人々の働き方自体も大きく変わっていく。

一方わが国の所得税は、所得が10に分類されており、それぞれ課税方法が異なっている。副業は給与所得なのか、雑所得なのか、事業所得なのか、その経費はどうするのかといった問題は簡単には答えは出ない。

マイナンバーをどう活用するかという執行面の問題に加えて、「ギグ・エコノミー」は、新たな雇用形態に税や社会保険料がどう対応していくかという、より大きな問題意識の下で検討していくことが求められている。

(中央大学法科大学院教授、東京財団上席研究員 森信茂樹)